

海津敦子

「すべての子育て家庭への支援について」

区長は平成23年度の施政方針演説で、「すべての子育て家庭への支援」について姿勢を示されました。

そして、「安心して子育てができる環づくり」に努めていくことを約束され、来年度も子育て支援を重点施策として位置づけられていること、子ども3人を育てている親としても大変うれしく思っています。親たちの思いに心を寄せた、前向きな答弁を期待しております。

「すべての子育て支援について」

Q: 「すべて」の意味について

区長が「すべての子育て家庭」をイメージするとき、その「すべて」というのは、どういった子ども、家庭を思い描いているのかお尋ねします。区長がお考えになる「すべて」を具体的にご教示ください。

なぜ、こうした質問をここであえて行うか。その理由は、区民から寄せられる声にあります。「すべて」から取りこぼされている思いがあり、「すべて」という意味に疑問を抱く親たちがいるからです。

区長：本区の子育て支援施策は、「子どもを望むすべての家庭が、安心して子どもを生み、育て、子育てに喜びを感じることができること」を目標としており、具体的には、就労しながら子育てする家庭や在宅で子育てする家庭、障害のあるお子さんをお持ちの家庭など、文字どおり「すべての家庭」を支援していくものであります。

Q: 障害のある子とその家庭への支援について

ある重度心身障害児の親は「地域とまったくつながりがない。近所の子ども達は誰もうちの子のことを知らない。幼稚園から子どもたちの賑やかな声が聞こえてくると、存在しないようなわが子に悲しくなる。自分の人生も捨てる毎日に涙が止まらない」と話してくれました。

また、障害児の親の一人からは、児童館から電話があり「子ども一人で来られては困る。すぐに引き取りにきてくれ」と言われ、迎えに行かざるを得なかった。小学生なら、親と離れて児童館で遊ぶのはあたりまえです。どうして、障害児はダメなのでしょう。そうした普通のことすら障害児は許されない。「児童館自らが親をいじめている。楽しい子育てなど絵に描いた餅」と嘆く声も寄せられています。

他にも「障害児は子どもとしての最善の利益が守られているとは思えない」「保育園の延長保育からは障害児が除外され仕事も思うようにできない」といった声が未だに数多くあがる現状です。

なぜ、このように不安、負担、孤独を抱えた子育てを親たちはしなければならぬのでしょうか。お伺いします。区長がめざす「子育てを通じて地域とつながる」姿と合致していますか。こうした事態について、区長の認識をお聞かせください。

障害児の親を追い詰めている要因は、施策や職員の意識に根強く残る差別によるものです。「障害児の親なのだから子どもを介護するのは当たり前」「普通の子どもと一緒にいられなくて当然」との考えが根底にないのでしょうか。

親も続けたい仕事、趣味、友人付き合いもあります。地域の子として育っていく当たり前の願いも権利も持っています。しかし、そうした当たり前のことが受け止められているとは言い難く、親の孤立感を深めさせています。

区長は、かつて大学の社会福祉で「たとえ、かすかな木漏れ日であっても日の光のあたらないところに光をあてるのが政治の基本」と学ばれ、政治家として「少ないけれど強い希望、本当に困っている少数の人の声を大切にしていこう」と、公言されてきました。また、課題解決のための政策提案型政治を信条とする区長です。

それだけに、障害があるというだけで、子どもは地域で受け入れられず、親は精神も肉体も疲れ切り喜びを見出せない子育ての現状は、急を要して改善しなくてはならないことを理解いただけたらと思います。虐待に追い込まれる例も後を絶ちません。子

にとっても親にとっても不幸せなことです。

区長は、追い詰められている子育てをどのように解決していくのか、リーダーとしての提案をお聞かせください。

区長：障害のある子どもが、自分らしい生活を送るとともに、保護者が安心して子育てできるよう、福祉・教育等の関係機関が連携し、サービスの充実と支援の強化を図ってまいります。

なお、障害児が児童館等を利用するにあたっては、必要に応じて保護者ともご相談させていただきながら、特に安全面に十分配慮した運営を、今後とも行ってまいります。

また、区立保育園の延長保育については、障害児も原則として受け入れていくよう見直しを検討しているところです。今後も、ノーマライゼーションや合理的配慮の考え方を普及、啓発していくことなどにより、子育てを通じて地域との繋がりが深められるよう支援してまいります。

Q：子ども広場、子育て相談について

保育園に子どもを預ける親たちからは「子育て広場や子育て相談は、働いている親を対象に考えていない」「利用したくても4時に閉まってはできない、あきらめるしかない」「土曜日などたまった家事をこなしていたら遊びにいけない、新宿や豊島区のように日曜日でも開けてほしい」と改善を求める声が多々あがっています。働いていて他の親子との交流や情報交換を図れる時間がなかなかとれない家庭にとっても、様々な親子が出会える「子育て広場」は、大きな意味がある施策です。

子育て相談も同じです。保育園に所属していても子育てに不安を感じたり、身近なところに相談できる人がいなかったり、身近すぎるからこそあえて相談しにくいケースあります。専門家に相談したいということもあります。まして、就労していたら4時までに相談するのは不可能です。一度ぐらい早退して相談へ行ったとしても、継続相談は無理です。職員それぞれが自分の立場に置き換えても想像がつくことだと思います。

親たちがあきらめている状況を、区長はどう考えられますか。見解を伺います。

仮に、何処かの園などに所属していれば仲間づくりの手伝いや相談の必要はないと考えているのであれば、虐待の予防、早期発見の観点からも非常に危険です。子育て家庭のニーズも多様化、複雑化しています。子育て広場も、子育て相談も開設時間を広げるなどして、より広く区民に活用してもらえるように改善することが必要です。

子育て広場、子育て相談の日時の拡大を求めます。区長はどのような改善策をお持ちですか。お伺いします。

区長：子育てひろばについては、平日及び土曜日に開設しており、子どもの生活リズム等から、現在、終了時間を午後4時としております。

また、子育て相談については、地域の子育て支援の核である保育園において、専門的な立場から、さまざまな日常的な悩みの相談に応じております。

さらに、子ども家庭支援センター、福祉センターで平日5時まで、教育センターについては、月2回、土曜日実施しております。今後とも、ニーズの把握に努めながら、お尋ねの子育てひろば、子育て相談の時間等の拡大の必要性も含め、子育て支援策の充実について検討してまいります。

Q：中学生や高校生の居場所

平成27年度に中学生や高校生の居場所が開設すること、子どもも親も心待ちにしています。障害の有無に関わらず「すべての中高生」が集い笑いあえる居場所が開設されることと楽しみにしています。

一方、親たちからは「区長は子育ての支援は小学生までと思っているの?」「中高生にも居場所がほしい」との意見が多数寄せられています。近隣の繁華街では覚せい剤などが売られ、危険な誘いの多い地域も近いことから、親としては当然の願いです。

児童館は18時に閉まり、実質、中高生の利用には無理があります。他の自治体は中高生の居場所を夜9時、10時まで開けています。

27年度までの間にも、中高生は居場所を必要としています。中高生が気軽に集い学習ができ、保護者が安心して送り出せる居場所を 既存施設などを開放して提供する等の案はお持ちでしょうか。お伺いします。

区長：地域では、交流館などが中高生の学習や話し合いの場として利用されるなど、地域の様々な施設が、中高生の居場所として活用されていると認識しております。

しかしながら、それは十分とはいえないため、新たな施設の開設を予定したものです。加えて、今後、中高生の生活実態を踏まえたうえで、既存施設の中高生への開放や、児童館の開館時間見直し等の可能性について、検討してまいります。

Q：ショートステイ事業について

平成27年にショートステイを開設するのは、虐待予防の観点からも実に喜ばしいことです。ただ、現状は、子どもを宿泊させて預けるには児童相談所を通さなければならず、親たちからは「ハードルが高い」とため息がもれてきます。実質、なかなか空きがなく取れません。親たちからは、子どもと向き合うことが辛いとき「2,3日子どもと離れて気持ちを切り替えれば、がんばれる」と、声があがってきます。また、「イライラして冷静な判断ができない」「子どもとちょっと距離を置いてゆっくり眠りたい」とも語っています。

児童相談所の虐待担当者に取材をすると「自治体がショートステイを持つことで救われる親子が確実にいる」「都の施設を使うことで後手にまわってしまうことがある」と言われていました。

ほどよい距離と時間を持たずに、追い詰められてしまっている親子が、今、このときにも、苦しんでいるかもしれません。

ちなみに、東京23区は、委託するなどしてほとんどがショートステイ事業を実施しています。行っていないのは、残すところ文京区を含み2区のみです。

子育てに伴う心理的負担の解消に努めると約束されている区長ですので、これから先、3年半は、区内にショートステイがないことを、悩んでいらっしゃると思います。

区長は、27年度にショートステイを開設するまでの間、ショートステイを必要とする子育てに対して、都の施設の利用以外にどのような対応を図るおつもりですか。

区長：区内や近隣には、児童養護施設等、ショートステイの委託に適した施設がないため、緊急のご相談の場合には、都の制度等をご利用いただいていたところですが。

こうしたことから、平成27年度に開設する新福祉センター内に、2歳から小学生までを対象とするショートステイ施設を併設することとしたものです。

それまでの間は、現在のサービスの活用や、児童相談所等との連携により、きめ細かな対応に努めてまいります。

「福島第一原発事故による放射能に関する質問」

Q：問い合わせ・相談窓口の一本化について

放射能に関する区への問い合わせは、連日、大変多く寄せられています。区では、環境政策課が放射能に関連する業務を所管しています。しかし、区民の方への対応は、測定や除染対策の検討は環境政策課、実際の除染作業は学校関係が教育委員会、保育園は保育課というように大変複雑です。区民の方からは、「たらいまわし」にされていると声があがっています。放射能対策は、長い年数がかかる課題です。区民が求める情報などを一か所で提供できる窓口の設置が必要ではないでしょうか。区長の見解を求めます。

区長：放射線対策については、全庁的な組織として、文京区放射線対策検討会議を設置し、その決定に基づき、各所管が区民対応を行っているところです。

区民からの相談や情報提供については、窓口を一本化するよりも、各所管が責任をもって対応することが重要であると考えておりますので、窓口の設置は予定しておりません。

Q：内部被ばくの対応について

食品からの、内部被ばくが危惧される声が高まっています。文科省は給食一食分をミキサーにかけて、摂取する放射性物質の量が正確に分かる検査を導入する方針を打ち出しました。区も、学校・保育園・福祉センターの給食を放射能測定する方針を固めました。そこでは、一食の値と、累計した数値が求められます。国の食品安全衛生委員会は食品から摂取する放射性物質につ

いて、健康に影響が出る被ばく量は「生涯の累計で100ミリシーベルト以上」との評価をまとめました。この生涯累計の考え方によって、計測した給食の数値を、子どもの健康を守るためにどのように活用していくのかお答えください。また、区の準備している、測定回数、測定箇所、期間をお示しください。

区長：保護者の安心確保のため、区立小・中学校、区内の認可保育園及び認証保育所並びに福祉センターの70の施設において、調理済の給食1回分を12月に測定することとしております。

なお、測定結果の活用については、検査結果を踏まえ、適切に対応してまいります。

Q：学校、保育園、公園などの腐葉土の処理と対応について

子どもたちが直接に土に触れる機会のある理科の授業や園芸栽培で使う腐葉土は「学校でつくった腐葉土の使用及び作ることの禁止」となっています。その後どのように対処されたのか伺います。根津小学校の腐葉土から1500ベクレルの放射能が検出され、保管されています。保護者の安心に答えるために他の学校・保育園・公園での測定とその結果の扱いをどのように検討されているのか伺います。また、今後の腐葉土の処理について、さらには、放射能が検出された砂の置き場所についても、あわせてお示しください。

区長：農林水産省からの通知を受け、専門家チームのご意見をお聞きし、1か所で落ち葉堆肥の放射線の測定を行うこととしました。専門家チームにより、落ち葉堆肥の堆積場所周辺の空間放射線量の測定を行うとともに、検体のサンプリング収集・分析を実施しました。

その結果、空間放射線量については、校庭と比較して特に高い値ではありませんでしたが、検体から高い測定値が出たため、落ち葉堆肥づくりを行っていた全ての幼稚園、小・中学校で、堆肥づくりを中止し、現在保管している落ち葉堆肥については、肥料として使用しないことといたしました。

また、国からの通知では、基準値を超えた堆肥等については、利用・譲渡等を行わず保管することとされており、国が処分方法等を示すまでの間、落ち葉堆肥の堆積場所については、シート等で養生するなどの対応を行い、園児・児童・生徒が直接触れることがないように対応いたしました。

落ち葉堆肥を作っている全ての幼稚園、小・中学校で対応が済みしておりますので、改めて測定を行う考えはございません。

なお、公園では学校と同様の対応を行い、保育園では、落ち葉堆肥は作っておりません。

また、放射線測定の結果、入れ替えを行った砂については、国が処分方法等を示すまでの間、園児・児童・生徒が普段立ち入らない場所に移動し、シート等で養生いたしました。

Q：放射線測定器貸出、要望について

私有地等などの放射線量に不安を抱える区民から、新宿区のように文京区も簡易測定器を貸し出すか、今ある測定器を使って測定に来てもらいたいとの要望があります。いずれにしろ、基本構想で「区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくこと」を約束している文京区ですので、区民の不安に寄せてどのような検討をされているかお聞かせください。

区長：文部科学省より放射線測定に関するガイドラインが示されたため、区としても測定器を購入することとしました。

区民への貸出しについては、専門家チームによる講習会を実施して、放射線測定や区民へ取扱説明のできる職員を育成した上で、PTAや町会等の団体活動を支援するために貸出す予定です。

Q：原発事故の責任の所在について

文京区は、放射能測定を始めて以降、10月末までに放射能測定に関して、専門家チーム報酬費や観測の委託費計136万8千円が支出されています。新たに制定された放射性物質汚染対策特措法の方針案では「放射能の一義的な責任は原子力事業者（東京電力）が負うとしつつ、原発を推進した国の責任で対策を講ずる、と明記し東京電力の今回の事故に対する責任を認めています。さらに、日弁連は、方針案への意見として「国が責任を持って費用を確保し、除染方法についての調査研究も国が責任を持って実施すべき」と指摘しています。

こうした動向を踏まえ、特措法が本格実施されるまでの期間も含めて、文京区のこれまでの放射線測定にかかる費用は、東京

電力及び国に負担を求めるべきと考えますが見解をうかがいます。仮に、請求しないなら、その理由及び根拠をお示しください。

区長：原発事故による国や東京電力の責任については、環境汚染への対処に関する第一義的な責任は東京電力にあり、国には原子力政策を推進してきたことに伴う、社会的な責任があります。

今後の請求については、区長会の場で協議してまいります。

「区長部局と教育委員会の壁について」

区民にとっては、区長部局も教育委員会も関係なく「文京区」です。しかし、区長部局と教育委員会の間には見えない壁があるように感じている保護者は多いです。

Q：教育委員会の在り方

基本構想では「心の行き届いたサービスが受けられるまち」を掲げていますが、教育委員会はそうしたことを理解できているのか、教育委員会の対応に不信感を募らせる区民は少なくありません。

例えば、毎年実施される特別支援学級保護者と教育指導課、学務課との話し合いでは、事前に保護者たちが要望や質問が提出し、当日 返事をもらうことになっています。今年7月の話し合いでは、福祉部や男女平等子育て支援部に関わることについて「子育て支援部に伝えてほしい」「福祉センターに伝えてほしい」という回答の繰り返しだったそうです。まさにたらいまわしです。教育委員会と区長部局の壁の結果でしょうか。

さらにそこでは、教育指導課が親達へ、「特別支援学級の子どもは通常学級へ直接登校して、鞆を置くことということは、都の制度上できない」という話を伝え、親を混乱させました。しかし、実際にはそうした制度はなかったのです。都へ確認した保護者は、「カバンをどこに置かなどの具体的な決まりは、特に設けていません」と回答をされています。事実ではないことを伝える、こうした保護者対応は、文京区の信頼を損なうものです。

心の行き届いたサービス以前の基本的な問題ばかりです。基本構想の進行管理では、課題があるの「C」の評価に値するサービスではないでしょうか。

さらには、保護者が教育委員長へ学校の課題、教育指導課の在り方、提案について手紙を書いたものが教育委員長には届かないことがありました。理由は、教育長が教育委員会の事務一切をつかさどり、教育長の権限で教育委員長へ渡すかどうかを決められるからとのこと。しかし、自治基本条例で、区民が提案をすることを認められていることと反します。教育長の権限によって、教育長の判断ひとつで、区民の意見が教育委員長に読まれることがない現実がある。とても怖い実態です。

区長が目指す文京区の在り方と、教育委員会の姿勢にかい離はないでしょうか。見解をお聞かせください。

区長：教育委員会は、区長部局から独立した執行機関ではありますが、本区が基本構想で掲げる将来都市像を実現するため、それぞれが担当する分野において、連携・協力しながら、行政運営を行っております。

したがって、区と教育委員会の姿勢にかい離はなく、それぞれが責務を果たしていると考えております。

Q：答申への対応について

区には様々な協議会が存在しています。しかし、そういった協議会で出された答申がどのように区民の生活に還元されているか、区民にとっては不明瞭です。答申されたことを尊重すべきであるのは、自治基本条例や基本構想からも明らかです。仮に答申を受け入れないとするのであれば、なぜ「受け入れない」としたのか、検討過程も含め区民に説明する責任があるはず。区長は答申をどのように考えられていますか。区長の見解をお伺いします。

平成19年2月、心身障害教育振興協議会が教育長あてに、小学校の固定制特別支援学級が地域的に偏りがあるから、千駄木地域への設置を検討するように答申しています。また、柳町小学校は、特別支援学級の流れから障害種別を一本化すること」といった答申がされています。

この答申は、区が、小学校選択制を導入しない理由として、「通学時間がかかり児童の負担になること」「事故の恐れが増えること」「災害時に家庭までの安全性」「近所との友達は地域との関係が薄れること」などをあげた考え方にも沿ったものです。

しかも、21年度特別支援教育振興協議会でも、固定の特別支援学級在籍生徒数が増えていることから各委員たちから「増設を

繰り返すのは児童生徒が増加し全体的把握が難しくなり好ましくない」といった増設の必要性が多々、指摘がなされています。さらに、親たちからも特別支援学級の増設を望む声が届いていました。数字の上からも多くの人が固定制特別支援学級を千駄木地区などに増設する必要を感じていたのです。

ところが、この4年間、この答申を検討しないまま、現在ある特別支援学級の増級ですませてきました。来年度もまた固定の特別支援学級の増設は間に合いません。これから6年間、地域から離れた通学を強いられることになる親子をさらに増やす結果となってしまいました。

教育委員会が答申を尊重しなかったことで、子どもや保護者達は不利益をこうむっています。この責任の所在はどこにあるのでしょうか。教育長に、見解をお伺いします。

区長が目的とする「子育てで地域とつながる」とは真逆の日常を過ごさざるを得ない親子がいます。その原因はどこにあると思われますか。区長に見解を伺います。

区長：区政課題について、専門的な検討や区民参画による幅広い審議をお願いする場合は、私から会議体に対して検討事項の諮問を行い、会議体から答申をいただいており、これらの答申は、当然尊重すべきものであります。

なお、検討過程は、原則、公開しております。

また、諮問・答申になじまない場合には、区民参画による協議会等での審議により、報告として取りまとめていただく場合もございます。

さらに、諮問事項の範疇を超えた答申をいただいた場合などは、区民への説明責任を果たしながら、長の責任で答申内容と異なる施策を実施する場合もあると考えております。

区長：区では、公平性や効率性、緊急性など、幅広い視点から区民ニーズを捉え、様々な施策を実施しており、これまでも、財政状況等を勘案し、区民満足度が最大になるよう、努めてまいりました。

しかし、こうした取り組みによっても、必ずしもすべての区民が満足できるものにならないことも事実であります。今後とも、きめ細かな対応を重ねることが重要であると考えており、引き続き、区民満足度の向上に向けて努力してまいります。

教育長：心身障害教育振興協議会で出された検討結果報告や区民のご意見につきましては、今後の特別支援教育の方向性に対する貴重なものとして受けとめ、これらを踏まえて教育委員会として施策の決定を行っております。

平成19年の報告では、「直ちに新たな学校に設置する必要はない」「入級する児童・生徒が増加傾向となった際に検討する」とされており、特別支援学級の設置については、地域ごとのニーズの予測を行った上で、区全体の状況、各学校の教室の状況を勘案し、より緊急度の高いものから実施しているところです。

なお、現在、特別支援教育振興委員会を設置しているところであり、児童・生徒数の増減や地域的な分布状況の把握を行い、適正配置に向けた検討を行っております。

次に、いじめに対する子どもたちの意識と要因の分析と手立てについてのお尋ねですが、文京区の子どもたちのいじめに対する意識が全国平均に比べて低いという調査結果は認識しているところでございますが、この要因の分析には難しい面があることから、多方面からのアプローチによって学校・園における個別の指導、対応を支援しております。

すべての学校・園が、日々の教育活動を、児童・生徒等の人権を大切にしているかという観点から、常に振り返ってみることが大切であり、豊かな心の育成や、自他の生命尊重を大切にされた教育活動が行われるよう、校園長会、生活指導研修会等で指導の徹底を図っております。

Q：人権 ～いじめについて～

文京区は「心身ともに健康で、人間性豊かな子どもの育成」を達成するための重点施策に「人権教育の徹底」と掲げています。しかし、文京区の子ども達は、「いじめについて絶対してはいけない」という意識が全国平均に比較して非常に低く、中学生は全国平均に比較して倍近い子どもが「いじめを絶対してはいけない」とは思っておりません。そのことは、文京区教育委員会定例会でも再三、指摘をうけています。しかし、そのことに具体的な手立てをとっているとは見えません。改善は見えてきません。要因をどのように分析し、手立てをとっているのでしょうか。

保護者は、各学校を指導していく、文京区教育委員会の人権意識そのものが低いことも影響しているのではないかと感じています。例えば、文部科学省が、いじめの定期を「心理的、物理的攻撃を受けたことで精神的な苦痛をかかっていること」であり、パワーハラスメントなどと同様に受け手が「どう感じたか」の視点に立つ重要性を指摘しています。

ところが区内のある小学校では「サル、ドブネズミ」といった呼び方をされたり、女子の着替え中に上履きを投げ入れられたり、「お前なんか学校、来るんじゃない」と言われるなど数々のいじめを学級内で受け不登校になった子の親が、教育委員会へ相談にいったところ、教育委員会は今年8月3日付で親に対して、学校や担任に聞き取りをしたが「学校においてはいじめの事実確認を行うことができません」と結論付けた回答をしています。いじめは子どもの死にも直面する重大な人権侵害です。お子さんは卒業後も、いじめの「後遺症」に苦しみ、学校へなかなかいかれずに苦しんでいます。

こうした教育委員会の「いじめ」への認識そのものが、さらに子どもや親を追いつめ苦しめています。「神経質すぎる」「たいしたことはない」「こんなことでいじめと言われて学校側も可哀相」といった教育委員会の対応で、さらに深く傷つけられた親や子は数少なくありません。教育委員会という権力を持つ組織による親や子へのパワーハラスメントだと親たちは考えています。教員による指導という子どもへのアカデミックハラスメントもあります。

いずれにしても、一人の被害者の後ろに、数多くの被害者がいることへの危機管理意識が教育委員会は欠如していると親たちは思っています。教育委員会が身につけている人権感覚がこうしたものでは、子どもたちの中に「いじめを絶対にはいけない」という思いを育てる環境を作れないのではないのでしょうか。

お伺いします。いじめの相談を受けた折の教育委員会の対応は、具体的にどのような心得を研修しているのか教えてください。あわせて、教育委員会の人権意識が区民から評価されるようになるための、具体的な策をお聞かせください。

また、文京区は、区民へのハラスメントを防止するためにどのような研修を職員へ行っているのか、具体的に教えてください。

区長：全体の奉仕者である公務員が人権に配慮して職務に当たることは当然のことと考えております。

区としては、新規採用職員に対して人権研修を実施するほか、係長職昇任時などの節目における研修の中でも人権研修を行い、人権に係る意識の醸成に取り組んでおります。

教育長：教育委員会といたしましても、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童・生徒一人一人に徹底して指導すべきものと認識しております。

保護者等からいじめの相談があったときは、悩みや気持ちを真摯に受け止め、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行うよう心掛けております。

また、教育委員会専門職員の人権研修につきましては、都が主催する人権教育指導委員会への参加、「人権教育プログラム」の全員配布による趣旨の周知・徹底、教員対象の人権教育研修会の企画を通じたOJT等により、適切に行っております。今後とも、さらに人権意識が醸成されるよう努めてまいります。

なお、教育委員会の対応について具体的な指摘がありましたが、そのような事実は確認しておりません。